

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	文化観光物産局	文化振興課	H26.4.1	ながさき音楽祭開催 業務委託	15,720,000	長崎県長崎市恵美須町4-5 ながさき音楽祭実行委員会 委員長 松川 暢男	本事業は、各地域の実行委員会等が主体となり企画運営するセミナー、コンサート等様々な催しを文化・芸術によるまちづくりの取り組みとして実施するものである。事業実施にあたっては行政、市町文化団体及び県内音楽団体、商工観光関係者等、各地域で幅広い分野の参加・協力を得てイベントを実施し、それらを県全体の大きな取り組みへ育成していく必要がある。ながさき音楽祭実行委員会は、各地域で音楽によるまちづくりに取り組む、ながさき音楽祭の実施団体の関係者等により構成された団体であり、県全体及び各地域において、これまでの音楽祭の取り組みをふまえた、継続的な取り組みとして推進していくことができる唯一の団体であり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
2	文化観光物産局	世界遺産登録推進課	H26.4.1	世界遺産登録推進に係る 広告物掲出	1,080,000	大村市箕島町593 長崎空港ビルディング 株式 会社 代表取締役社長 日高 誠一郎	世界遺産登録推進に向け、県内のみならず、首都圏等県外での啓発・情報発信について、さらに積極的な展開を行っている。このような中、毎日首都圏を含む幅広い地域からも多数の利用がある長崎空港ビル掲示板等へ広告物を掲示することは、県内外に対し、高いIPR効果が見込まれる。このため、空港内広告物について、空港を管理運営する唯一の団体である長崎空港ビルディング株式会社と契約するものである。	第167条の2 第1項第2号
3	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H26.4.1	平成26年度「売り込もう 県産品拠点づくり事業」 業務委託	4,629,000	長崎市大黒町3-1 一般社団法人長崎県物産振 興協会 会長 高尾 茂	本事業は、特産品新作展入賞商品を中心とした県産品を広く宣伝紹介するとともに販路開拓を図るもので、(一社)長崎県物産振興協会が県内外の百貨店で開催している物産展における事業展開が効果的である。	第167条の2 第1項 第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H26.4.1	平成26年度「首都圏での長崎情報発信・営業拠点づくり事業」県産品販売コーナー運営業務委託	7,290,000	長崎市大黒町3-1 一般社団法人長崎県物産振興協会 会長 高尾 茂	本契約は、長崎県産品の新たな商品開発やPR手法の確立のほか、消費拡大と新たな需要拡大を図ることを目的として、「長崎県東京産業支援センター」内に、県産品販売コーナーを設置し、設備・運営管理を委託するものである。そのため、設備・運営を効率的に管理し、長崎県産品を幅広く扱う業者は、長崎県東京産業支援センター内に支所を有し、県内事業者が会員となっている(一社)長崎県物産振興協会のみならず委託先が限定され、競争入札には適しない。 委託先の(一社)長崎県物産振興協会は、県産品の振興を目的として設立された法人であり、他の関係業務と一体的に取り組むことで、最も効果的かつ効率的な実施が可能であるので、(一社)長崎県物産振興協会と1者随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
5	文化観光物産局	アジア・国際政策課	H26.4.1	平成26年度長崎県韓国政策アドバイザー業務委託契約	6,732,287	佐世保市三浦町13番43号 大和T&C株式会社 代表取締役 井手 研志	本業務は、本県の韓国戦略を効率的かつ効果的に推進するため、韓国語が堪能であり、韓国現地の事情・政策および本県事情等に精通している者にアドバイスを求めることを目的としている。大和T&C(株)大村営業所長である黄日輝氏は元長崎県ソウル事務所職員として本県の業務に携わった経験があり本県の韓国政策を深く理解していることから、大和T&C(株)との委任契約による一者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号
6	文化観光物産局	アジア・国際政策課	H26.4.1	平成26年度長崎県釜山アドバイザー業務委託契約	1,659,290	大韓民国釜山広域市釜山鎮区釜田路117番地郷軍会館403号 社団法人 釜山国際親善協会 理事長 曹 大煥	本業務は、本県の韓国戦略を効率的かつ効果的に推進するため、釜山をはじめ韓国南部の事情および本県事情等に精通している者にアドバイスを求めることを目的としている。(社)釜山国際親善協会の李相烈氏は本県と釜山との交流事業等に携わった経験があり、現地の情報収集能力や通訳・翻訳能力に長けていること等から委任契約による一者随意契約とした。	第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	文化観光物産局	アジア・国際政策課	H26.4.1	長崎県対中国PR業務委託契約	9,490,000	東京都中央区銀座7-2-22 共同ビール株式会社 代表取締役 上村 巍	<p>H24～H25は一般競争入札(総合評価方式)により相手方を決定する請負契約で実施したが、H25年度の包括外部監査において、監査人より「契約内容が委任契約に近いのではないか」という見解が示されたため、契約内容の精査を行った。</p> <p>請負契約とした場合、メディアコンタクトなどの活動が成果となるが、本業務は、「メディアコンタクトなどの活動の結果としてメディア等への掲載」を目指すものである。メディアコンタクトなどの活動そのものは成果ではなく労務の提供を受けるものであり、委任契約に近いと判断した。</p> <p>委任契約については、一般競争入札による相手方の決定ができないため、公募型プロポーザルにより広く募集を行い、提案内容に基づき決定した。</p>	第167条の2 第1項第2号
8	文化観光物産局	国際課	H26.4.7	海外留学生支援コーディネーター育成業務委託	5,066,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 片峰 茂	<p>・本事業は緊急雇用創出事業として、海外からの留学生支援業務の従事経験を通じてコーディネーターを育成するものであり、受託者は事業目的に適合した業務を実施していることが不可欠であることから、競争入札に適用しない。</p> <p>・これらの条件に適合する契約相手は、産学官で設置した長崎大学内に設置された長崎留学生支援センターに限定される。</p> <p>・なお、長崎留学生支援センターは任意団体のため、契約相手方は事務局がある長崎大学とする。</p>	第167条の2 第1項第2号
9	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H26.4.8	平成26年度対中国ビジネスコンサルタント業務委託	1,980,000	中国北京市朝陽区十八里店 朝陽口岸陸港大樓215室 北京軒英馳海国際貨運代理有限公司 総経理 賈 宏炬	<p>中国において円滑に業務を進めるためには、良好なコネクションを形成することが不可欠であるが、そのような関係を構築するためには長い期間を要する。当コンサルは平成17年以降本県との関係を有し、本県産品に関する造詣も深く、専門性を有している。このような人材を毎年の入札により確保することは中国においては非常に困難であり、事業効果や効率性からみても現コンサルに委託する必要がある。</p>	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	文化観光物産局	国際課	H26.4.14	国際交流支援人材育成業務委託	8,982,000	長崎市出島町2-11 公益財団法人 長崎県国際交流協会 理事長 高田 勇	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は緊急雇用創出事業として、国際交流業務の従事経験を通じてグローバル人材を育成するとともに、県内の幅広い分野の国際交流の促進を目指し、意欲ある国際交流団体の育成も併せて行うため、受託者は事業目的に適合した業務を実施していること(国際交流業務が従事できる職場環境であること)や受入の体制整備が不可欠であることから、競争入札に適しない。 ・これらの条件に適合する契約相手は、県内の国際交流の中心的役割を担う公益財団法人長崎県国債交流協会に限定される。 	第167条の2 第11項第2号
11	文化観光物産局	文化振興課	H26.4.16	孫文・宋慶齡関係記念館等「第3回館長サミットin長崎」開催業務事務委託	2,729,049	東京都港区台場2丁目3-4 株式会社乃村工藝社 代表取締役社長 渡辺 勝	<ul style="list-style-type: none"> ・当該サミットは、2011年に開催した県、市、歴史文化博物館の3者共催による特別企画展「孫文・梅屋庄吉と長崎」に合わせ、文物資料を借用した中国の孫文・宋慶齡、辛亥革命関連の博物館・記念館の館長等に参加頂いた「館長サミット」の第3回目となる館長サミットである。 ・当該サミットの目的は、上記2のとおりであり、長崎県が積極的に事業を推進することとしている。 ・今回が第3回目となる当サミットは、主に中国にある孫文・宋慶齡関係記念館の「館長の会合」ということで、新たに開館する「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」(の指定管理者)がホストとなって前面に立ち、開催する必要がある。 ・主な業務内容は、招聘のための受入(旅行社との調整)、その事前準備、サミットのシナリオ制作、講師手配・謝金、エクスカージョン開催などであり、サミット開催に伴う全体的な業務を行うものである。(同時通訳業務は業務が予め確定されるため、県が直接発注) ・したがって、サミット開催にかかる全般的な業務を行いうる相手方が当ミュージアムの指定管理者である(株)乃村工藝社に特定される。 	第167条の2 第11項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	文化観光物産局	観光振興課	H26.5.19	「長崎県バリアフリー 観光マップ」作成業務 委託	3,594,132	諫早市東本町5-17ねむの木 ビル 長崎県バリアフリーネットワ ーク 会長 北川 修	当該業務は、統一した基準と障がい者の視点をも ち、迅速に県内の広域的な調査ならびにマップの製 作をできる団体でなければならない。長崎県バリア フリーネットワークは、県内各地でバリアフリー活動 に携わる団体から構成されており、利用者目線によ る調査・情報発信に関する経験・要領・体制を備え ており、本業務を実施することができるのは、この 団体しかない。	第167条の2 第1項第2号
13	文化観光物産局	アジア・国際政策 課	H26.5.19	資生堂TSUBAKIとタイ アップした長崎県PR 事業業務委託契約	3,155,775	東京都中央区銀座7-2-22 共同ピーアール株式会社 代表取締役 上村 巍	本業務は、資生堂が実施するオフィスビルイベント へのパネル出展、チラシ作成・配布、それらのPR業 務全般(ウェブサイトや微博、中国メディアへのリ リース等)及び、写真コンテスト入賞者との連絡調 整等であるが、「長崎県対中国PR事業」と密接に関 わる事業内容であるため、同事業の受託者が行う ことが明らかに効率的である。 「長崎県対中国PR事業」は公募型プロポーザルの 実施により、共同ピーアール株式会社が受託してい るため、本業務についても同社に委託し、一体的に 取り組むこととした。 なお、資生堂が実施するオフィスビルイベントの内 容決定が「長崎県対中国PR事業」の契約締結後で あったため、同事業の公募型プロポーザルの仕様 書に盛り込むことができなかったものである。	第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	文化観光物産局	観光振興課	H26.5.21	「ながさき新発見の旅創出事業」及び「おもてなし日本一づくり推進事業」の啓発に関する広告掲載業務	2,160,000	長崎市茂里町3-1 株式会社長崎新聞社 代表取締役社長 本村忠廣	当業務は、県民に対し、県内旅行の推進及び長崎県総おもてなし運動を広く周知することを目的としており、その目的達成に向けては、より多くの県民に購読されている新聞紙面への掲載が必要であることから、その出稿にあたっては、長崎県内で最も発行部数が多い長崎新聞が最善である。 加えて、同社においては、月1回の割合で、継続的に県内観光地の紙面特集を企画・実施しており、県において当該企画紙面と連動した広告掲載を行うことによって、相乗的に広告効果を高めることが可能となる。	第167条の2 第1項第2号
15	文化観光物産局	世界遺産登録推進課	H26.5.30	世界遺産登録推進に係る広告物掲出(4面)	1,080,000	大村市箕島町593 長崎空港ビルディング 株式会社 代表取締役社長 日高誠一郎	世界遺産登録推進に向け、県内のみならず、首都圏等県外での啓発・情報発信について、さらに積極的な展開を行っている。このような中、毎日首都圏を含む幅広い地域からも多数の利用がある長崎空港ビル掲示板等へ広告物を掲示することは、県内外に対し、高いPR効果が見込まれる。 このため、空港内広告物について、空港を管理運営する唯一の団体である長崎空港ビルディング株式会社と契約するものである。	第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	文化観光物産局	アジア・国際政策課	H26.6.2	長崎県対韓国PR業務委託契約	6,338,455	長崎市大黒町14番5号 株式会社JTB九州長崎支店 支店長 中川 信治	<p>昨年度は請負契約であったが、包括外部監査において、監査人より「契約内容が委任契約に近いのではないか」という見解が示されたため、契約内容の精査を行った。</p> <p>請負契約とした場合、メディアコンタクトなどの活動が成果となるが、本業務は、「メディアコンタクトなどの活動の結果としてメディア等への掲載」を目指すものである。メディアコンタクトなどの活動そのものは成果ではなく労務の提供を受けるものであり、委任契約に近いと判断した。</p> <p>委任契約については、一般競争入札による相手方の決定ができないため、公募型プロポーザルにより広く募集を行い、提案内容に基づき決定した。</p>	第167条の2 第1項第2号
17	文化観光物産局	文化振興課	H26.6.20	長崎県ミュージアム連携促進事業(モデル地区事業)業務委託	2,571,000	長崎市西出津町2696-1 外海地区を端緒とするキリスト教文化とミュージアム協議会 会長 川田 正勝	<p>本事業は、長崎市外海地区に在住していた隠れキリシタンが五島地区、平戸地区等に移住していったという歴史的背景を踏まえ、これらの地域に所在する関係ミュージアムの活性化とネットワーク化を図り、情報発信事業、講演会事業、及び共同研究調査事業などを行うことにより、交流人口の拡大やにぎわいのあるまちづくりにつなげていくことを目的としている。</p> <p>その実施に当たっては、ミュージアム、市町、研究者、地域の団体等から構成される団体(協議会)を業務の委託先とし、ミュージアムの活性化等に向けた取組を進めることとしている。(24~26年度の3ヵ年事業)</p> <p>当協議会は、外海地区、五島地区、平戸地区などに所在のミュージアム、市町、住民団体等から構成されており、当事業を遂行するために組織された唯一の団体である。</p> <p>このため、契約の相手方が当協議会に特定される。</p>	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	文化観光物産局	文化振興課	H26.7.14	第59回長崎県美術展覧会移動展開催業務委託	2,186,770	長崎県美術展覧会実行委員会 委員長 江副 功	長崎県美術展覧会は、長崎県美術展覧会実行委員会により実施されているが、展示作品については、同実行委員会が行うことで出品者の同意を得ており、移動展を同実行委員会以外で実施することは不可能であるため。	第167条の2 第11項第2号
19	文化観光物産局	文化振興課	H26.7.22	平成26年度「しまの文化・芸術活動推進事業」開催業務	1,125,000	長崎市高島町2706-18 高島しまの文化・芸術活動推進実行委員会 代表 松尾 保	当事業は単にイベント実施だけを目的とするものではなく、しまに住む人々が自ら望む文化・芸術をマネジメントできる人材と体制作りを進めるとともに、地域内外の交流を促進することを目的とするものである。実施に向けた地元での事前協議から実施に至るまで、行政、地域住民などを主体とする実行委員会により実施することとしているため、それに対応できる団体と委託契約を行う必要がある。当団体は、文化・芸術のマネジメントができるような体制をつくることを目的として結成した団体である。構成員の中にはシューケリングピクニック等により地域活性化に取り組んでいるやっтарろうde高島や、高島海水浴場・キャンプ場の指定管理者である高島振興協同組合の代表者が参加しており、本事業を最も円滑で効率的に実施できる団体は当団体に限られることから、当該団体と契約を行う。	第167条の2 第11項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	文化観光物産局	世界遺産登録推進課	H26.8.1	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録推薦書編集業務	9,504,000	東京都千代田区一ツ橋2-5-5 株式会社 文化財保存計画協会 代表取締役 矢野 和之	本事業は、H26年7月10日に文化審議会の審議に付された世界遺産登録推薦書原案を編集し、ユネスコへの提出を見据えた推薦書(正式版)を作成するものである。本事業の実施にあたっては世界遺産としての顕著な普遍的価値を世界遺産委員会やイコモス等の外国人に確実に理解してもらうことが求められ、世界遺産の現状・動向の把握などの専門的な見識を備えた上での高い技術力、マネジメント力を有する業者を選定する必要がある。また、H27年1月30日までのユネスコへの提出に向け、文化庁や専門家の指導を仰ぎながら一層のブラッシュアップを進める必要があり、限られた期間の中で登録審査に耐え得る内容の推薦書を作り上げる必要がある。このため契約の相手方は、本年6月に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の推薦書の作成に関わるなどの実績を持ち、これまでの「長崎の教会群」の推薦書原案作成に携わり、各種図面・資料を収集・制作してきた㈱文化財保存計画協会に限られる。	第167条の2 第1項第2号
21	文化観光物産局	世界遺産登録推進課	H26.8.1	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」世界遺産登録推薦書添付映像編集業務	2,164,417	東京都港区赤坂5-3-6 株式会社 TBSビジョン 代表取締役社長 田代 冬彦	本事業は、ユネスコに提出する世界遺産登録推薦書に添付する映像資料を制作するものである。本事業の実施にあたっては「長崎の教会群」の価値を世界遺産委員会やイコモス等の外国人視聴者に分かりやすく伝える映像が求められるため、「長崎の教会群」に関する十分な知識と理解をもち、高い技術力を有する業者を選定する必要がある。また、H27年1月30日までのユネスコへの提出に向け、文化庁や専門家の指導を仰ぎながら作業を進める必要があり、限られた期間の中で登録審査に耐え得る内容の映像資料を作り上げる必要がある。このため契約の相手方は、これまでの制作に携わり、関連映像素材の著作権を有する㈱TBSビジョンに限られる。	第167条の2 第1項第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	文化観光物産局	文化振興課	H26.9.12	平成26年度「しまの文化・芸術活動推進事業」開催業務	2,250,000	対馬市峰町三根451番地 対馬しまの文化・芸術活動推進実行委員会 代表 棧原吉昭	当事業は単にイベント実施を目的とするものではなく、しまに住む人々が自ら望む文化・芸術をマネジメントできる人材と体制作りを進めるとともに、地域内外の交流を促進することを目的とするものである。実施に向けた地元での事前協議から実施に至るまで、行政、地域住民などを主体とする実行委員会により実施することとしているため、それに対応できる団体と委託契約を行う必要がある。当団体は、文化・芸術のマネジメントができるような体制をつくることを目的として結成した団体で、厳原文化協会や上県文化協会の代表者が参加していることや、本事業を円滑で効率的に実施できる団体が他にないことから契約先は当団体に限られることから、当該団体と契約を行う。	第167条の2 第1項第2号
23	文化観光物産局	物産ブランド推進課	H26.10.31	ながさきの魅力発信in KANSAI事業業務委託	8,035,200	大阪市北区芝田1-16-1 阪急阪神ホールディングス(株) 代表取締役社長 角 和夫	本事業は、近年の格安航空会社の就航や、今後の九州新幹線西九州ルートの開通等、ますます本県とのアクセス向上が見込まれ、本県出身者も多く居住する関西地区において、本県認知度の向上、県産品ブランド化、販路拡大等を図ることを目的とし、大手交通事業者グループとのタイアップにより、交通広告、系列ホテルレストラン、流通業等における長崎フェアの開催等、長崎県総合プロモーションを実施するものである。 契約相手方は、関西地区に広い路線網を有し、沿線人口が多い。また、系列のスーパーマーケット(阪急オアシス)は本県とパートナーシップ協定を締結し、同系列の阪急百貨店とともに積極的に長崎フェアを実施しており、本業務の実施は、それら長崎フェアの取組みとの連動により相乗効果が得られる本契約相手以外にはない。	第167条の2 第1項 第2号
24	文化観光物産局	世界遺産登録推進課	H26.11.14	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」関係者欧州訪問事業にかかる現地専用車借上	1,288,705	長崎市大黒町14-5 株式会社 JTB九州 長崎支店 支店長 中川 信治	「長崎の教会群」関係者欧州訪問事業を行うにあたり、航空券やホテル手配など全行程にかかる費用を比較した結果、訪問事業にかかる旅行者は株式会社JTB九州長崎支店に決定したところである。現地専用車借上については、円滑な事業実施のためには同一業者以外にありえないことから、1者との随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	文化観光物産局	文化振興課	H26.11.26	長崎県博物資料の購入(出島図ほか5点)	14,233,320	埼玉県さいたま市浦和区本太3-23-12 Roell Fine Art,Japan 寺町豊	美術資料・博物資料は全て1点ものであり、同じものが存在しない。 よって、所有者が特定され、一者との随意契約とせざるを得ない。	第167条の2 第1項 第2号
26	文化観光物産局	文化振興課	H26.11.26	長崎県博物資料の購入(雪竹図・墨梅図ほか3点)	3,240,000	京都府中京区河原町御池上ルヤサカ河原町ビル1階 株式会社 ギャラリー創 取締役社長 山本 順子	美術資料・博物資料は全て1点ものであり、同じものが存在しない。 よって、所有者が特定され、一者との随意契約とせざるを得ない。	第167条の2 第1項 第2号
27	文化観光物産局	文化振興課	H26.11.26	長崎県博物資料の購入(ドッガーバンク海戦図蒔絵ブランク(2枚組)、青貝細工フリーメイソン紋章小箱)	32,400,000	東京都杉並区久我山4-29-35 有限会社 古美術 寺崎 代表取締役 寺崎 尚	美術資料・博物資料は全て1点ものであり、同じものが存在しない。 よって、所有者が特定され、一者との随意契約とせざるを得ない。	第167条の2 第1項 第2号
28	文化観光物産局	文化振興課	H26.11.26	長崎県博物資料の購入(中島永元関係資料)	6,480,000	東京都新宿区早稲田1-9-37-605 早稲田史料 岡崎 貴志	美術資料・博物資料は全て1点ものであり、同じものが存在しない。 よって、所有者が特定され、一者との随意契約とせざるを得ない。	第167条の2 第1項 第2号

平成26年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：文化観光物産局

H27.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	文化観光物産局	文化振興課	H27.1.5	オペラ「沈黙」<演奏 会形式> 開催業務 (演奏部分)	26,630,000	東京都渋谷区本町1-1-1 公益財団法人 新国立劇場 運営財団 理事長 尾崎 元規	本事業は「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」 の世界遺産登録推進に向けて、県民の意識の高揚 を図るとともに、信徒発見150周年に合わせて長崎 の歴史文化を発信することを目的として、作家遠藤 周作の小説「沈黙」をもとに作曲された「オペラ「沈 黙」<演奏会形式>」を開催するものである。実施 には地域発・文化芸術創造発信イニシアチブの「新 国立劇場を活用した現代芸術の普及事業」を利用 するが、交付要綱には新国立劇場を活用すること が条件となっており、契約先は当該団体に限られ る。	第167条の2 第1項 第2号
30	文化観光物産局	物産ブランド推進 課	H27.1.14	「地域人づくり事業(処 遇改善プロセス)」に 係る業務委託	1,658,000	長崎市大黒町3-1 一般社団法人長崎県物産振 興協会 会長 黒田 隆雄	本事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業 にかかる企画提案型の事業であり、委託先として は、申請書を提出した(一社)物産振興協会のみ に限られる。	第167条の2 第1項 第2号
31	文化観光物産局	文化振興課	H27.3.6	長崎歴史文化博物館 入退室管理システム 改修	3,729,240	長崎市大黒町9-22 株式会社クマヒラ長崎営業所 所長 石橋 攻介	長崎歴史文化博物館内の収蔵庫等の入退室を管 理するシステム((株)クマヒラ製)の一部改修であ り、同社製の他のセキュリティ機器とも連動させ、 一元的にセキュリティ管理をする必要があるため、 契約の相手方が(株)クマヒラに限られる。	第167条の2 第1項 第2号